

(健康福祉部)

【災害時の安否確認体制について】

(質問)

6月18日の震災発生後、高齢者や障害者などで安否確認が必要な方については、どのような形式、体制で行われたのでしょうか。

<答弁>

震災発生後の安否確認につきましては、民生委員や校区福祉委員会、自主防災組織等のご協力を得ながら取り組みが進められました。安否確認の実施に際しましては、地震発生直後より、地域に事前提供しております「情報提供に同意いただいている方の避難行動要支援者名簿」に掲載されている要支援者の安否確認が地域で主体的に行われました。その後、当日の午後から、市から提供しました「情報提供に同意されていない方を含めた避難行動要支援者名簿」により安否確認が行われております。

(質問)

今回の安否確認において、見えてきた課題があれば教えてください。安否確認の担い手は、主には民生委員及び各校区社協の方々だと思っておりますが、今回の安否確認についてアンケートを実施されたようです。どのようなご意見が出されたのか、教えてください。現在の体制、とりわけ地域の方々やご近所付き合いによる支え合いや助け合いだけでは、限界があるように改めて痛感しました。地域コミュニティの醸成に力を入れるとともに、有償ボランティアなど、これまでにはない、新たな担い手づくり、組織体制の構築が必要ではないかと思っておりますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

今回の地震を通じた安否確認の課題でございますが、現在、40の小校区に出向きまして、地域の皆さまから直接ご意見お伺いし、課題の把握と検証を進めており、そのなかで避難行動要支援者名簿の情報提供に同意されていない方への対応などが課題として挙がっております。また、アンケートにつきましては、市社会福祉協議会が行っておりまして、「災害時の対応についての課題」などにおいて、「名簿の更新」や「連絡がとりにくい」といったご意見があったと仄聞しております。

次に、新たな担い手づくりや組織体制の構築でございますが、災害時の安否確認は、避難所への避難者の中から協力者を募ることを想定しておりますことから、一人でも多くの方に安否確認にご協力頂けるよう、関係機関と連携し「防災・福祉ささえあいづくり推進事業」について周知してまいりますので、よろしくお願い致します。

(意見・要望)

避難行動要支援者名簿の情報提供に同意されていない方への対応を課題として挙げておられましたが、そもそも、普段の各地域における防災訓練や避難訓練等において、この名簿を活用されていない地域もあるようで、この名簿そのものの活用

あり方についても、市として検討した方が良いのかも知れません。その上で、各地域での防災訓練や避難訓練等で、この名簿に記載されている方の安否確認がしっかりと網羅される仕組みが構築されているか確認して頂くことを働きかけるとともに、情報提供に同意されていない方への対応方法について、地域の方々と意識、認識の共有を図って頂くことを要望しておきます。さらに、避難行動要支援者名簿の更新は、現在、年1回の頻度で行っておられるようですが、死亡、転居等で、かなりの出入りがあるようです。ぜひ、更新の頻度を上げることを検討して頂きたいと要望しておきます。

一方、新たな担い手づくりや組織体制については、避難所への避難者の中から協力者を募ることを想定しているとのことでした。曜日や時間帯によっても異なりますが、例えば、平日の日中の時間帯に災害が発生した場合、恐らく、避難所に避難されてくる方は、高齢者や乳幼児、小学生、中学生やその保護者が多いことが想定され、協力者を募ろうにもかなり限定的になってしまうかと思えます。そのような場合は、中学生の活用を検討する必要があるかと思えますが、そうであれば、日頃の地域の防災訓練や避難訓練に、中学生の参加は非常に重要になってくると思えます。もちろん、中学生だけの話ではありませんが、実際の災害が起きた時のことを想定して、出来る限り、地域での防災訓練に地元の中学生の参加を促す取り組みをして頂きたいと思えます。

加えて、今回の経験で得た課題や教訓が、今後の災害に活かせるよう、震災時の安否確認についてもしっかりと総括して頂きたいと要望しておきます。

【健診センターの設置について】

(質問)

市長は所信表明で、健診センターの設置に向けた支援や各種健診を受診する環境整備に取り組むと述べられました。健診センターとは具体的にどのようなもので、どこに、誰が、何の目的で設置し、市は設置に向けてどのような支援をするおつもりなのか、詳しく教えて下さい。

<答弁>

健診センターは、地域住民の維持及び増進に寄与することを目的に設立されました一般財団法人豊中市医療保健センターが自主事業として、人間ドックを中心とした健診事業を実施するものです。

場所は、豊中市上野坂にある平成29年度末で閉校した豊中看護専門学校の跡地を活用して実施するものです。

市の支援としては、当該財団の出資団体である三師会とともに、健診センターの設置に向けた検討への参画や、事業開始までに必要となります既存建物の改修と検査機器、健診システムの導入にかかる初期投資経費を一旦貸し付ける等、財政的な支援を考えています。

(質問)

健診センターで実施する健診と、既存の医療機関等で実施されている健診の違いを教えてください。

<答弁>

健診メニューについては、今後、具体的な健診項目を検討されるものと聞いています。

(質問)

健診センターを設置することで、市民の受診率がどれくらい上がることを見込んでおられるのでしょうか。

<答弁>

受診率については、試算できませんが、あくまでも現時点での借り試算で、近隣市が実施している人間ドックの実績から、人間ドックの受診者数が2700人程度、増加するものと想定されます。

(質問)

現時点では、豊中市民のニーズがどれくらいあるのかが全く分からず、健診における需要と供給のバランスも、需要が上回っている訳ではないようです。さらに、既存の医療機関等で実施されている健診の違いを伺いましたが、今後、健診項目を検討さ

れるとのことですが、さらに、健診センターを設置する目的の一つに受診率の向上があるそうですが、そもそも、現在の受診率が、健診センターを設置することでどれくらいになるかといった目標数値も未設定のようです。つまりは、どれくらいの資金が必要で、貸付期間はどれくらいで、どれくらいの方が利用され、どれくらいの効果が見込まれるのかといった明確な事業計画がまだない状態だということです。現時点では、資金を貸し付ける状況にはなっていないと思いますが、市もその認識でよろしいでしょうか。

<答弁>

今後、健診センターの設置について検討される中で、市として支援のあり方を考えていきます。

(質問)

各種健診を受診する環境整備に取り組むとのことですが、もっと身近な所で、気軽に健診を受けられるようにすることは考えられないでしょうか。平成25年3月の環境福祉常任委員会の予算審議の際に、ワンコイン健診の導入について提案と質問をさせて頂きました。特定健診の受診率が低迷し、さらに、受診率を上げようと様々なインセンティブを設けてもあまり効果が上がらない状況から、現在、行われている特定健診の実施時間帯やその拘束時間等が、市民の方々の都合になかなかあっていないのではないかと常々、感じています。とは言え、特定健診の重要性、必要性は十分に理解していますし、病気の早期発見、重症化防止のためにも、出来る限り多くの方に受診して頂きたいと願っています。そこで、本来は、特定健診を受診して頂くことがベストですが、生活リズムや家庭状況などで、なかなか受診出来ない方向けに、利便性の良い駅前や、すこやかプラザ、千里文化センター、市役所第2庁舎などに、ワンコイン健診事業者を誘致して、学校や仕事帰り、買い物の途中などに予約なしで、気軽に健診を受けられる環境整備をすることは悪くないと考えますが、あらためて、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

特定健診の問診項目や検査項目等については、法律で定められており、ご指摘のワンコイン健診など簡易な健康チェックを特定健診として取り扱うことはできません。そのため、継続的なワンコイン健診等の実施については、現在のところ考えておりません。ただし、特定健診受診への動機づけとして糖尿病セミナーや市民健康展において、簡易血糖測定を行っているところです。

なお、受診環境整備への取り組みと致しましては、特定健診を無料化するとともに、健診の内容や必要性を解説した「健診ガイドブック」を全戸配布し、市民にとってわかりやすく受けやすい健診の周知啓発を行っております。

(意見・要望)

市民の税金を貸し付ける訳ですので、明確な事業計画を示し、事業効果や返済

計画に合理性、実現性が認められた場合に限り、貸し付けるといった民間金融機関では当たり前の判断指標、意識を担当課にはしっかりと持って頂きたいと思ひますし、くれぐれもお金を貸す前提で議論を進めないようにして頂きたいと強く意見しておきます。

一方、特定健診の代用までにはならないことは重々承知してひますし、代用にすべきと言うつもりは全くありませんが、それでも全く、健診を受けない方が、血糖値、コレステロール、中性脂肪など生活習慣病関連の血液検査を1項目500円から受診できるワンコイン健診が身近な所で受けられるようになれば、その気軽さや価格の安さ、利便性の良さなどから、市民の健診を受けるハードルが下がるとともに、健康状態を確認する頻度が増すのではないかと思ひます。さらに、コンビニなどと同様に、市有施設に健診事業者を誘致して、事業を実施してもらふことが出来れば、歳入確保にも繋がるのではないかと思ひます。ぜひ、身近な所で、気軽に、健診が受けられる環境整備について、更には新たな歳入確保の観点からも、ワンコイン健診事業者を市有施設へ誘致することを、健康福祉部だけでなく、資産活用部や財務部等とも連携して、調査、研究して頂くことを強く要望しておきます。

【熱中症について】

（質問）

市長は、基本政策の一つの柱に安全安心・健康先進都市とよなかを掲げられました。連日、猛暑が続いていますが、実際、環境省が熱中症を予防するために発表されている暑さの厳しさを示す指標「暑さ指数」も連日、危険を示す数値が続いています。さらに、気象庁は、今夏の暑さを「災害」と認識し、危機感を強めているとの報道発表もありました。環境省や気象庁の発表を市はどのように受け止められているのでしょうか。また、これまで以上に熱中症対策に市としても取り組んでいく必要があると思いますが、市の見解をお聞かせ下さい。

＜答弁＞

熱中症対策につきましては、昨年度に比べ7月の救急搬送が100件以上増加していることも踏まえ、重要な課題と捉えており、これまで以上に熱中症予防に取り組む必要があると考えております。

（質問）

市として、市民に対して、熱中症の予防や対策をより一層、意識的に、積極的にして頂くよう啓発や情報提供が必要かと思いますが、市の見解をお聞かせ下さい。

＜答弁＞

熱中症予防の啓発活動について、今年度、初めての取り組みと致しまして、郵便局と協同し、暑中見舞いはがきを活用した熱中症予防啓発を実施するとともに、市保健所公式ツイッターを活用し、定期的に熱中症に関する情報発信を実施しております。また、市ホームページトップページの「緊急情報」欄に、熱中症に関する情報をまとめたサイトを作成し注意喚起を行っております。その他、高齢者や乳幼児等を中心に、熱中症に特化したパンフレットを用いた健康教育を地域のサロンや出前講座でも実施しております。今後も、様々な媒体等を活用するとともに、消防局等他部局とも連携しながら、熱中症対策に取り組んでまいります。

（意見・要望）

熱中症対策について重要な課題と認識され、熱中症予防の啓発についても、今年度初めての取り組みもされるなど、一定、評価したいと思います。また、今年度からスタートされた保健所の公式ツイッターも活用して、熱中症に関する情報発信をされているとのことですが、「暑さ指数」が危険数値を示した日には、積極的にそのことも発信して頂くことも市として検討して委託ことを要望しておきます。せっかく始められた、ツイッターを最大限、市民への情報発信ツールとして活用して頂くとともに、市民がフォロワーになろう、なっておこうと思うような情報発信に努めて頂きたいと要望しておきます。これは、広報広聴課の管轄かもしれませんが、しばしば、光化学スモッグが発令された場合には、庁内放送でその旨が伝えられますが、熱中症についても、暑さ指数が一定の数値を超えた場合は伝えることについて、市として

健康福祉部、環境部、消防局等とも連携して、マニュアル作りを検討されてはどうかと提案しておきます。

【健康マイレージ事業について】

(質問)

市長は所信表明で、健康行動を促す健康マイレージ事業を実施すると述べられました。この事業はどのようなものなのか、事業内容、事業主体、事業目的、事業の評価指標、事業開始時期について詳しく教えて下さい。

<答弁>

健康マイレージの事業内容は、ウォーキングなどの運動、健康診断や健康づくりに関連するイベントへの参加などにより、ポイントを受け取り、そしてこれを貯めることにより商品券などに交換するといったものでございます。

目的としては、これらの仕組みを通じまして、市民の健康づくり行動等への動機づけを行い、市民の健康づくりに対する意識の向上と行動の変容を促すことでございます。

具体的な事業の実施にあたりましては、現在、大阪府が府民延滞の健康増進を図るため、新たに構築しております「大阪府健康づくり支援プラットフォーム整備等事業」の活用を予定していることから、本市独自の事業実施内容については、今後の検討となります。

このことから、実施事業の具体的な評価指標については、今後の検討事項となりますが、一般的なものとしては、健康教室など一定の健康づくりの取り組みへの参加、ウォーキングなど本人の取り組みの評価や体重の減少など健康指標の改善を評価するものなどがございます。

なお、事業の主体は、府民全体を対象とする事業分は大阪府で、本市の市民を対象とする事業実施分は豊中市となります。

事業の開始時期は府実施分が来年の10月、本市の実施分については、事業実施の環境が整備された後でございます。

(質問)

市長が考えておられる健康行動を促す動機づけ、インセンティブとは具体的にどのようなものか、教えて下さい。

<答弁>

健康行動へのインセンティブは、本人の積極的な健康づくりへの取り組みの実践につなげ、それを評価するものであることから、それぞれ個人の健康意識や行動内容の状況に応じた評価指標を検討する必要があると考えております。

例えば、健康づくりに参加するきっかけづくりとしてのインセンティブ、健康づくりが習慣づいて定着するまでの継続支援としてのインセンティブなどがございます。

今後、具体的な検討を進めるにあたりましては、より多くの市民の健康づくりへの参加に向けて、これらの視点が重要であると考えております。

(質問)

これまでも提案や調査、検討の要望をしてきましたが、例えば、健康保険の使用頻度によって、マイレージを付与するようなことは考えられないでしょうか。

<答弁>

今回のインセンティブは、本人の積極的な健康行動の取組みを評価することにあることから、公的医療保険の使用頻度によりマイレージを付与することは困難であると考えております。

(意見・要望)

大阪府が実施される事業も、市が独自で実施される事業も、健康行動を促す動機づけ、健康に対する意識の醸成に寄与するとともに、更には、それらが一過性のものとならない事業設計、内容設定に努めて頂きたいと要望しておきます。そのためにも、マイレージが付与される一つ一つの項目が、市としてきっちりと説明ができるようにして頂きたいと強く要望しておきます。個人的には、税金を投入して市民に特典を付与する事業である以上、事業目的が単に健康行動の実践につながることや、健康意識が高まることに留めず、健康寿命の延伸や医療費の削減を最終目的として、事業の制度構築を考えて頂きたいと強く要望しておきます。

【たばこに係る健康施策について】

(質問)

たばこに係る健康施策について伺います。代表質問でも伺いましたが、たばこに係る健康施策の具体策についての答弁はありませんでした。まずは、確認の意味も込めて伺いますが、市として、喫煙することのメリットとして考えられるものはあるでしょうか。一方で、禁煙を推進することのデメリットは何か考えられるか、それぞれ、市の見解を教えてください。

<答弁>

市として、市民の健康維持増進において、喫煙することのメリットや禁煙を推進することのデメリットはありません。

(質問)

代表質問では、特に将来を担う子どもたちをたばこの煙から守ることを進めていくとの答弁がありました。一方で、市内の公園をはじめ、とりわけ子どもたちが使用する屋外施設の禁煙化や路上喫煙禁止区域の市内全駅周辺への拡充といった具体例を挙げて、市長の意気込みを伺いましたが、明確なお答えがありませんでした。あらためて、市長ご自身のたばこに対するお考えを伺いたいと思います。

<答弁>

代表質問時にも答弁いたしましたが、将来を担う子どもたちをたばこの煙から守ること、また、最初の一本を吸わない判断が出来るようになるための取組みを推進し、加えて喫煙者についても、積極的に禁煙を達成できるような支援を進めてまいります。

また、健康増進法改正法案が成立し、保健所設置市は喫煙に関する権限を持つことになる見込みです。具体的なことは、今後、国からの情報に注視し、適正に対応してまいります。

(意見・要望)

市民の健康維持増進において、喫煙することのメリットも禁煙を推進するデメリットもないと答弁があり、当然の事とは言え、嬉しく思います。しかも、将来を担う子どもたちをたばこの煙から守ることに力を入れていかれるとの答弁もされました。ただ、残念ながら、市内の公園をはじめ、とりわけ子どもたちが使用する屋外施設の禁煙化や路上喫煙禁止区域の市内全駅周辺への拡充といった具体的な提案に対しては、今回も答弁で触れられず、残念です。また、具体的なことは、今後、国からの情報に注視し、適正に対応してまいりますとの答弁でしたが、国の決定を待たずしても、市として、決めれば、実行できるはずで、積極性に欠けることが残念でなりません。

(環境部)

【魅力ある公園について】

(質問)

市長は所信表明で、魅力ある公園づくりに取り組むと述べられました。今の市内の公園に欠けているものとは何なのか、どうすれば市内の公園の魅力があがるとお考えなのか、具体的にお答え下さい。

<答弁>

これまでの公園は、高度経済成長期に市民一人あたりの公園面積を増やすことを目的に整備されたものが多く画一的な印象があることや老朽化した施設の更新に時間を要していること等が課題と考えております。

魅力ある公園づくりにつきましては、適切な維持管理とともに、利用者の意見や民間事業者のノウハウを、持続的に公園の整備及び運営に反映するなど、これまでの量的な観点ではなく、質的な観点での取組みが必要と考えております。

(質問)

公園には、どのようなスペースが求められているのか、何ができる場所が望まれているのか、どんな遊具が求められているのか、市民の公園に対するニーズ、意識調査はこれまでされてきたのでしょうか。されてきたのであれば、どのような意見が集まっているのでしょうか。

<答弁>

これまで公園に関するニーズ調査等は実施しておりませんが、公園整備にかかる事業説明や日々の公園管理の場において、子育て世代の方からは子ども向けの遊具の設置や安全に遊べるスペースの整備、また高齢者の方からは健康遊具の設置やゲートボールができるスペースの整備など、様々なご要望を頂いております。

(質問)

個人的には、公園が禁煙化されると、公園の魅力はあがると思います。市長は、基本政策の中で、健康施策の一つの項目として、たばこに係る健康施策に取り組むとされています。また、代表質問では、「今後は、特に、将来を担う子どもたちをたばこの煙から守る取組みを進めていく」、「健康を切り口に、たばこにかかる健康施策を包括的に推進していきたい」との答弁もありました。そこで伺いますが、公園の魅力を高めるため、さらには、将来を担う子どもたちをたばこの煙から守る取組みの一つとして、市内の公園を禁煙化してはと考えますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

現在、ふれあい緑地の一部で試行的に分煙化を行っており、今後、公園におけるたばこの取り扱いにつきましては、受動喫煙防止の観点からマナーの向上や子どもたち

への配慮などを啓発するとともに、たばこにかかる健康施策の包括的な取り組みの中で、健康福祉部と連携しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

(意見・要望)

市長は、『魅力ある公園づくりの推進』を基本政策に挙げられて、大規模公園及び小規模公園において、それぞれの特性に応じた魅力ある公園づくりを推進すると記載がありますが、この項目の進捗状況を測る指標は、どれだけ市内の公園の魅力が上がったかということになるのかと思います。ぜひ、その評価指標を具体的に明示して頂きたいと要望しておきます。また、そのためにも、今後は市民意識調査の中で、公園の魅力度に関する項目を盛り込み、継続的に調査をして頂くことも要望しておきます。最後に、公園の禁煙化については、健康福祉部の答弁からも、環境部の答弁からも、具体的に実施しますとは述べられませんでした。前向きに捉えて頂いていると受け止めました。あとは、市長が、豊中の子どもたちをたばこの煙から可能な限り守って頂くことを重要視して頂き、さらに、安全安心・健康先進都市とよなかを掲げられている訳ですので、先進的な取り組みとして、公園をはじめ、子どもたちの利用の多い屋外施設の禁煙化を、ぜひとも実現して頂くことを強く要望しておきます。

【災害廃棄物の運搬処分について】

(質問)

一般会計補正予算第4号で、災害廃棄物の運搬、処理費用などに、403万円が計上されています。6月18日の地震で発生した災害廃棄物を臨時に収集し、処理するための費用と伺っています。まずは、今回の地震において、災害廃棄物の処理に関し、今年の3月に策定された豊中市災害廃棄物処理計画が、どのように活用されたのか教えて下さい。

<答弁>

本年3月に策定しました「豊中市災害廃棄物処理計画」では上町断層を想定震源域として設定し、最大震度7の地震が発生すると想定した上で、災害廃棄物対策においては、時間の流れに応じて優先すべき事項等が推移することから、発災後の時期区分に応じた対策を明記しております

発災後数日間の初動期においては、人命救助が優先される時期とし、また、被災者や避難者の生活に伴い発生する生活ごみやし尿処理については、公衆衛生の確保及び生活環境保全の観点から、可能な限り発災直後から収集運搬・処理を行うこととしております。

今回の地震での対応と致しましては、地震の規模や状況から判断し、発災の翌日から地震により割れた食器などの災害ごみと、落下した屋根瓦や倒壊した灯籠などの災害がれきの収集に、市職員が収集運搬委託業者と連携し対応にあたったところです。また、市内の3件の全壊家屋の解体・撤去につきましては、所有者からの申し込みがあったことから、廃棄物処理法に基づく災害廃棄物処理事業として実施致しました。

(質問)

実際に、今回の地震で発生した災害廃棄物は、どのような処理がなされたのでしょうか。特に、災害廃棄物のうち、落下による屋根瓦等の災害がれきは、どのくらいの量発生し、どのような流れで処分されるのか、教えて下さい。

<答弁>

災害に伴い住宅から発生しました災害がれきの量については約100トンを見込んでおります。その処分の流れにつきましては、搬入・搬出路などの環境を考慮し、原田南2丁目にございます旧の環境部北部事業所跡地を仮置場とし、適切に保管しております。今後は、その収集、運搬処分を民間事業者へ委託し、適正に処理を行うこととしております。

(質問)

今回は、収集した災害がれきは、旧の環境部北部事業所跡地に仮置場を設けて、集積されたそうですが、たまたま北部事業所跡地がまだ存在したからよかったものの、災害がれきの仮置場は、どのようにして決定することとなっているのでしょうか。また、今後、北部事業所の敷地が使えなくなった場合、どうされるおつもりなのか、教えて

下さい。

<答弁>

仮置場の選定にあたっては、豊中市災害廃棄物処理計画に沿って、搬入・搬出に便利なこと、できる限り住宅地、病院、学校等に近接していないこと、交通渋滞が予想される幹線道路は避けること等を考慮して選定します。具体的には、公園、公共用地の未利用地及び国その他関係団体所有地などを検討します。

(意見・要望)

今回の地震で発生した災害ごみ及び災害がれきは、市と収集運搬委託業者が連携し、しっかりと対応して頂いたことは高く評価しますし、大変感謝しております。今回、災害がれきの収集がスムーズにできたのは、北部事業所の跡地があったこともその一因かと思えます。その時その時の状況で、判断や対応が必要になるかとは思いますが、今後の災害に備えて、災害がれきの仮置場について、具体的なケースを想定した公園や公共用地の未利用地の活用をシミュレーションしておいた方が良いのではないかと意見しておきます。